

○南会津町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

令和7年3月31日
告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの地産地消を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保全の意識の高揚や災害時の電源確保等を図ることを目的に住宅用太陽光発電システム等を設置した者に対し、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 住居等に設置された太陽光発電設備により発電された電気が、受給地点となる住居において消費されるものをいう。
- (2) 住宅用蓄電池システム 住宅用太陽光発電システムと接続した蓄電池が、住宅用太陽光発電システムから発電される電力を充放電し、蓄電池から供給される電力が、当該住居にて使用されるものをいう。
- (3) 電気自動車等充給電設備（以下「V2Hシステム」という。） 電気自動車、燃料電池自動車又はプラグインハイブリッド自動車（車両に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住居の電力として使用することができるものに限る。）と当該住居とで電力を相互に供給するシステムをいう。
- (4) 建売供給事業者等 建売住宅に対象システムを設置する計画を有し、対象システムの設置工事を完了後、当該建売住宅を販売する者をいう。

(対象設備)

第3条 補助金対象設備及びその要件は、別表に定めるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に要する経費であって別表に定める経費とする。

2 補助金の額は、次に定めるものとする。

補助対象システム	補助額
住宅用太陽光発電システム	1システムごとの補助金の額は、1万5千円にシステムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kWを単位とし、小数点以下2桁未満を切り捨てたもの。）を乗じて得た額とし、6万円を上限とする。
住宅用蓄電池システム	1システムごとの補助金の額は、

	1万5千円にシステムを構成する蓄電池の蓄電容量（kWh表示とし、小数点以下2桁未満を切り捨てたもの。）を乗じて得た額とし、6万円を上限とする。
V2Hシステム	1システムごとの補助金の額は定額とし、4万円とする。

- 3 前項に定める補助金の額について、この要綱による補助金の交付を既を受けている者が申請する場合にあっては、申請者が該当する上限補助額（第4条第2項の表に定める補助額の上限をいう。）より既に交付を受けた額を除いた額を上限とする。

（補助対象者）

第5条 町長は、次に掲げる要件を全て満たす者（法人を除く。）に対して、補助金を交付する。

- (1) 町内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている住所をいう。以下同じ。）を有し、次の各号のいずれかに該当する者

ア 町内に存する自らの住宅（店舗、事務所等と兼用している場合を含む。以下同じ。）又は住宅の付帯構造物並びに住宅の敷地（以下「住宅等」という。）に対象システムを設置した者

イ 建売供給事業者等から自らの住居として町内に存する対象システム付き住宅を購入した者

- (2) 町税を滞納していない者

- 2 前項の場合において、当該者が単身赴任等の特別な理由により一時的に町内に住所を有しないときは、当該者と生計を一にする者（町内の当該住宅に居住しており、かつ、町内に住所を有している者に限る。）を補助対象者とみなす。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) この要綱による補助金の交付を既に第4条第3項の上限まで受けている者

- (2) この要綱による補助金の交付の対象となった住宅等又は建売住宅に居住し、補助金の交付を受けた者と生計を一にする者

- (3) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認める者

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各対象システムの設置に係る領収書等に記載された領収日が4月1日以降であり、同日が属する5月1日から3月31日まで（3月31日が本町の休日（南会津町の休日を定める条例（平成18年南会津町条例第2号）第1条に規定する町の休日をいう。以下この条において同じ。）に当たる場合は、その日前において最も近い本町の休日でない日とする。）に様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象システムの購入が確認できる工事請負契約書の写し又は売買契

約書の写し

- (2) 補助対象システムの設置を確認できるカラー写真
 - ア 太陽電池モジュールの設置写真
 - (ア) 受給地点となる住居の建物全体写真（太陽電池モジュール設置が確認できるもの。）
 - (イ) 太陽電池モジュールの設置状態を示す写真（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの。）
 - イ 住宅用蓄電池システム又はV2Hシステムの設置状態を示す写真
- (3) 電力会社との関係書類
 - ア 固定価格買取制度に基づく余剰売電の場合は、電力会社との電力需給契約確認書の写し
 - イ 固定価格買取制度以外に基づく余剰売電の場合は、電力会社との受給契約を結んだことが分かる書類の写し
 - ウ 自家消費の場合は、系統連系承諾書
- (4) 住宅の所在を示す地図
- (5) 各対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し（申請者個人が、補助対象経費を支払っていることが確認でき、経費の対象となる項目が分かるもの）
- (6) 住宅用太陽光発電システムの公称最大出力の合計値が確認できる書類の写し
- (7) 住宅等の所有者の承諾書（申請者と対象システムが設置された住宅等の使用者が所有者と異なる場合又は共有の場合に限る）
- (8) 各対象システムの出荷証明書の写し又は保証書の写し（メーカー名、型番、製造番号等が確認できるもの。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類（現地調査等）

第7条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該申請に係る補助事業の成果が補助事業の目的及び内容に対し適正であるか調査するため、提出された前条各号に掲げる書類の審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

（決定の通知）

第8条 町長は、第6条の規定による交付申請を受けたときは、審査の上条件に適合すると認めた場合に、補助金の交付の決定をし、様式第2号により、申請者に通知しなければならない。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、申請者にその理由を付してその旨を通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第9条 前条第1項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、様式第3号により町長に補助金の交付請求をするものとする。

（遵守事項）

第10条 補助事業者は、対象システムの減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において、その対象システムを善良なる管理者の注意をも

って管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第11条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、その対象システムを補助金等の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸与又は担保に供するときは、あらかじめ様式第4号を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 町長は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は規則第17条の規定により、前項の規定による取り消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告等の併合)

第13条 第6条の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(手続代行)

第14条 申請者は第6条に規定する交付申請及び第9条に規定する交付の請求に係る手続きを第三者に代行させることができる。この場合において、申請者は様式第5号により、町長へその届出をしなければならない。

(協力の要請)

第15条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて余剰電力量（売電量）及び需要電力量（買電量）データの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行月日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(南会津町住宅用太陽光蓄電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 南会津町住宅用太陽光蓄電システム設置費補助金交付要綱（令和3年南会津町告示第11号）は、廃止する。

別表（第3条、第4条関係）

設備の種類	設備の要件	補助対象経費
住宅用太陽光発電システム	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの公称最大出力又は、パワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであること。</p> <p>(2) 太陽光発電システムにより発電した電気が、住居で消費されていること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用であること。</p> <p>(4) 太陽光発電システムの設置に係る領収書等に記載された領収日が申請する年度の4月1日から3月31日までの間であること。</p>	<p>太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）の費用及びこれらを設置する工事に係る費用</p>
住宅用蓄電池システム	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録をされているものであること。</p> <p>(2) 住宅用蓄電池システムから供給される電力が住居で消費されること。</p> <p>(3) 蓄電池・パワーコンディショナは未使用であること。</p> <p>(4) 住宅用蓄電池システムの設置に係る領収書等に記載された領収日が申請する年度の4月1日から3月31日までの間であること。</p>	<p>蓄電池、パワーコンディショナ、その他付属機器の費用及びこれらを設置する工事にかかる費用</p>
V2Hシステム	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 国の補助事業の補助対象設備にV2H充放電設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。</p> <p>(2) V2Hシステムを介して電気自動車等から供給される電力が、住居で消費されていること。</p>	<p>V2Hシステム、その他付属機器の費用及びこれらを設置する工事にかかる費用</p>

	<p>(3) V2Hシステムは未使用であること。</p> <p>(4) V2Hシステムの設置に係る領収書等に記載された領収日が申請する年度の4月1日から3月31日までの間であること。</p>	
--	---	--